

平成27年12月定例会

# 総務委員会説明資料

県民環境部

目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 一般会計予算	-----	1
(1) 債務負担行為	-----	1
2 その他の議案等	-----	2
(1) 条例案	-----	2
(2) 指定管理者の指定について	-----	4

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 債務負担行為

一般会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国支出金	地方債	その他		
男女参画・人権課	徳島県立男女共同参画交流センター (ホール、研修室等を利用に供する業務等) の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	143,775			19,000	124,775	
男女参画・人権課	徳島県立男女共同参画交流センター (子育て支援業務) の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	28,003				28,003	
とくしま 文化振興課	徳島県郷土文化会館の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	699,870			460	699,410	
とくしま 文化振興課	徳島県立文学書道館の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	849,900			19,905	829,995	
県民スポーツ課	徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自 平成28年度 至 平成32年度	1,975,512			16,890	1,958,622	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（県民環境政策課）

##### (制定の理由)

個人の県民税の税額控除の対象とする寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、地域において活動する特定非営利活動法人を支援するため、控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項を定める必要がある。

##### (制定の概要)

(ア) この条例は、個人の県民税に関する地方税法の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めることとする。

(イ) 指定（特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けようとする特定非営利活動法人は、(ウ)に掲げる基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を知事に提出しなければならないこととする。

(ウ) 知事は、(イ)の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うこととする。

a 県内に主たる事務所を有していること。

b 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(a) 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること。

(b) 各事業年度における寄附金の額の総額が3千円以上の寄附者数が年平均30人以上であり、かつ、各事業年度における寄附金の額の総額が千円以上の寄附者からの受入寄附金総額が年平均15万円以上であること。

c 特定非営利活動に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

(a) 各事業年度において特定非営利活動に参加したボランティアの延べ人数が、年平均100人以上であること。

(b) 各事業年度において広く県民等を対象とした特定非営利活動に係るイベント等を年3回以上実施していること。

(c) 各事業年度において国、地方公共団体、企業その他の団体との協働事業を年1回以上実施していること。

d 事業活動のうち共益的な活動の占める割合が100分の50未満であること。

e その運営組織及び経理が適正であること。

f 事業活動の内容が適切であること。

g 情報公開を適正に行っていること。

h 所轄庁に対して事業報告書等を提出していること。

- i 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
  - j 設立の日から1年を超える期間を経過していること。
- (エ) (ウ)にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のために必要な手続を行わないこととする。
- a 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
    - (a) 指定、認定等を取り消された特定非営利活動法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
    - (b) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
    - (c) 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
    - (d) 暴力団の構成員等
  - b 指定、認定等の取消しの日から5年を経過しないもの
  - c その定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
  - d 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
  - e 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
  - f 次のいずれかに該当するもの
    - (a) 暴力団
    - (b) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの
- (オ) 指定の有効期間は、5年とし、その更新の基準、手続等について定めることとする。
- (カ) 知事は、控除対象特定非営利活動法人が(エ)に掲げる事由に該当する等の場合には、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならないこととする。
- (キ) 知事は、控除対象特定非営利活動法人が(ウ)のe、f及びiに掲げる基準に該当しなくなった等の場合には、指定の取消しのために必要な手続を行うことができることとする。
- (ク) 知事の諮問に応じ、指定の手続等に関する重要事項の調査審議を行わせるため、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会を置くこととする。
- (ケ) その他所要の規定を設けることとする。

(施行期日)

平成28年1月1日

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、研修室等を利用に供する業務等）の指定管理者の指定（男女参画・人権課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立男女共同参画交流センター (ホール、研修室等を利用に供する業務等)	徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1	一般財団法人 徳島県観光協会	自 平成28年 4月 1日 至 平成33年 3月31日

イ 徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援業務）の指定管理者の指定（男女参画・人権課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立男女共同参画交流センター (子育て支援業務)	徳島県徳島市南常三島町三丁目31番地の1	株式会社 クラッシー	自 平成28年 4月 1日 至 平成33年 3月31日

ウ 徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定（とくしま文化振興課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳 島 県 郷 土 文 化 会 館	徳島県徳島市藍場町二丁目14番地	公益財団法人 徳島県文化振興財団	自 平成28年 4月 1日 至 平成33年 3月31日

エ 徳島県立文学書道館の指定管理者の指定（とくしま文化振興課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳 島 県 立 文 学 書 道 館	徳島県徳島市藍場町二丁目14番地	公益財団法人 徳島県文化振興財団	自 平成28年 4月 1日 至 平成33年 3月31日

オ 徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定（県民スポーツ課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳 島 県 蔵 本 公 園 徳 島 県 鳴 門 総 合 運 動 公 園 徳 島 県 立 中 央 武 道 館	徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地	一般財団法人 徳島県スポーツ振興財団	自 平成28年 4月 1日 至 平成33年 3月31日

